

カジノ

初カジノは、仲間と行ったテニアン島。何故か暫らく勝ち続け、最終的にも少し稼いだ。途中嬉しい興奮が収まらなかった。2回目はマカオへの家族旅行。良いところを見せるつもりだったが、負け続け、惨敗に終わった。そんな私が鳴門にカジノを誘致する会に参加している。正式名は「鳴門IR健康保養誘致協議会」と言う。



(竹内)

年末調整のご案内



1. 必要書類

① 扶養控除等（異動）申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下（ただし、事業専従者給与をもらっている人は、扶養親族から除かれます）、公的年金だけなら158万円以下（ただし65才未満の人は108万円以下）をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署からは是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満（給与のみなら収入が103万円超141万円未満）の配偶者だけです。

＜添付書類＞ ※すべて本人が支払ったもののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険（長期）・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額（本年中に支払った金額）
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。
※扶養の有無を問いません。

※特に注意の必要な方（上記以外に必要な書類等）

- (ア) 今年入社の人→前職の源泉徴収票
- (イ) 住宅借入金等特別控除がある人（2年目以降）→年末借入金残高証明書（銀行・公庫）、住宅借入金等特別控除申告書（税務署より送付分）

2. 平成28年から変わる事項

① マイナンバー制度の導入

平成28年分の扶養控除等（異動）申告書について、平成27年12月末までに給与支払者に提出する場合には、個人番号を記載する必要はありませんが、給与支払者の求めに応じて、個人番号を記載したものを提出しても差し支えないこととされています。

- ② 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の添付等義務化
- ③ 源泉徴収税額表の改正

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(後藤)



平成27年12月1日 から、ストレスチェックの実施が 事業者の義務になりました！！ —従業員50人以上の事業場—



ストレスチェック制度の概要

- ◇ 常時使用する従業員に対して、毎年1回、ストレスチェック(医師、保険師等による心理的な負担の程度を把握するための検査)を実施すること
 - ◇ 検査の結果、一定の要件に該当する従業員から申出があったときは、医師による面接指導を実施すること
 - ◇ 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じること
- * 従業員50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

働く人の「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防いで、イキイキとした職場環境を実現しましょう！

(徳永)

会計制度

●● 原価計算と管理会計について⑧ ~CVP分析④~ ●●

今回は、CVP分析のひとつの手法でもある、経営レバレッジ係数について解説します。

経営レバレッジ係数(レバレッジは、「てこ」を意味します)とは、売上高の増減に伴って利益が増減する割合を示すものです。

前回は、安全余裕率という指標で会社の安全性を分析しましたが、今回解説する経営レバレッジ係数も、安全性の指標として利用されることがあります。

右記の数値例で解説していきます。(例①)

例①	A社	B社
売上高	10,000	10,000
変動費	4,000	6,000
限界利益	6,000	4,000
固定費	4,000	2,000
利益	2,000	2,000
経営レバレッジ係数	3	2

経営レバレッジ係数は、限界利益÷営業利益という計算で求められます。

A社は $6,000 \div 2,000 = 3$ 、B社は $4,000 \div 2,000 = 2$ となります。

これを前提に、それぞれ売上高が20%増の12,000になった場合(例②)と、20%減の8,000になった場合(例③)に、利益がどのように変動するかを計算してみます。

例②	A社	B社
売上高	12,000	12,000
変動費	4,800	7,200
限界利益	7,200	4,800
固定費	4,000	2,000
利益	3,200	2,800
増加利益率	60%	40%

売上高が20%増加すると、利益はA社で60%増加しますが、B社では40%の増加に留まります。一方で、売上高が20%減少すると、利益はA社で60%減少しますが、B社では40%の減少となり、A社と比べて減少幅も少なくなります。このように、経営レバレッジ係数が大きくなればなるほど、売上高の増減による利益の増減に与える影響がより大きくなるのが分かります。

見方を変えると、経営レバレッジ係数が大きい会社ほど、景気が良いなど売上が増加傾向にある場合は利益を大きく増加させることができるため有利ですが、不景気の場合は利益が大きく減少するおそれがあると言えます。そのため、不景気のときに、固定費を削減して変動費に振り替えることで経営レバレッジ係数を下げて、利益の減少幅を少なくすることを検討する会社もあるようです。

例③	A社	B社
売上高	8,000	8,000
変動費	3,200	4,800
限界利益	4,800	3,200
固定費	4,000	2,000
利益	800	1,200
減少利益率	60%	40%

なお、売上高の増加率に経営レバレッジ係数を乗じると、利益の増加率を求めることができます。

A社の例②では、 $20\% \times 3 = 60\%$ 、となります。

(孝志洋)

10日	一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
1月4日	健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

医療係

○●○ 確定申告にむけての確認事項 ○●○

個人開業医の方において、まもなく事業年度が終わろうとしています。そこで、今年一年間の売上等の状況により影響がある項目について紹介します。

1. 概算経費率(措法26①)の適用可否

社会保険診療報酬に係る経費は、実額計算のほか、概算経費率により計上することができます。ただし、社会保険診療報酬が5,000万円以下であっても、医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は適用することが出来ません。

2. 消費税の課税事業者適用可否

年間の課税売上高が1,000万円を1円でも超えると、課税事業者該当し、その翌々年から消費税を納付しなければなりません。そのため、課税売上高1,000万円を超えないようにすることが節税につながり、納付にかかわる事務負担も軽減されます。どのような医療サービスが課税売上に該当するかはさくら通信平成24年5月号をご覧ください。

3. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除(所得拡大促進税制)適用可否

所得拡大促進税制は、個人事業主が使用人に対する給与等の支給額を増加させた場合に、一定の要件のもと増加額の10%(その年の事業所得の金額に係る所得税額の10%(中小企業者※は20%)相当額を限度)を税額控除できる制度です(措法10の5の4①、さくら通信平成26年5月号参照)。

※中小企業者とは、常時使用する従業員の数千人以下の個人をいいます。

(後藤)

資産税係

○●○ 遺言能力 ○●○

遺言書は自分の意思表示を残しておくものですので、基本的に誰でも作成することが出来ますが、以下に該当する遺言能力がない者が作成した遺言書は原則として無効となります。

- 満15歳未満の者が作成した遺言書(民法第961条)
- 精神障害などで判断力がない者の遺言書(民法第963条)
- 代理人(親など)に書いてもらった遺言書

※自筆証書遺言を作成する上で最も大切な要件は、全てを自筆で書くということです。病氣や怪我で手が動かせない場合には、公正証書遺言を作成する方法があります。

被保佐人、被補助人は、遺言能力があると認められていますので、原則として保佐人等の同意がなくとも単独で遺言書を作成することが出来ます(民法第962条)。

成年被後見人であっても、一時的に判断能力が回復している時において、医師2人以上の立会いのもとでなら、遺言することが可能となっています(民法第973条)。たとえ、その後に判断能力を欠く状態になったとしても遺言の効力には影響はありません。

(坂田)

- | | |
|--|--|
| 1 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき | 6 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成28年1月4日 |
| 2 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 | 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成28年1月4日 |
| 3 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中に市町村の条例で定める日 | 8 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…平成28年1月4日 |
| 4 11月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(27年6月～11月分)の納付
納期限…12月10日 | 9 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成28年1月4日 |
| 5 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…平成28年1月4日 | 10 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…平成28年1月4日 |

建設係

〇●〇 建設業許可を受けるための5大要件⑤ 〇●〇

今回は5つ目の要件の「欠格事由に該当しないこと」について解説します。

次のア、イ全ての事項に該当する場合には、許可を受けることができません。

ア 許可制度自体から求められる拒否事由

許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けている場合

イ 建設業者としての適性を期待し得ないと考えられる以下のいずれかの事項に該当するもの

- ① 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者
- ② 不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取消されて5年を経過しない者
- ③ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ④ 許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれか又は法定代理人が法人でその役員等のうちに上記①②③④⑥⑦⑧⑨のいずれかに該当する者
- ⑪ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(天羽)

リスマネ委員会

〇●〇 企業におけるリスクマネジメント 〇●〇

リスクマネジメントとは

企業の諸活動に及ぶ悪影響を低減させるため、要因(リスク)を特定し、資産・活動・稼働力を保護するために必要な機能を、最少のコストで運営管理するプロセスで、経営管理手法の一つと定義されます。「企業の諸活動に及ぶ悪影響」とは、「経営損失」そのものです。この要因となりうる不確実性が企業を取り巻くリスクそのものです。すなわち“経営損失をもたらす可能性を持つ不確実な要因”を総じて企業リスクといいます。

リスクマネジメントの目的

リスクマネジメントの目的は、企業を支える「資産・活動・稼働力」の保護でありこれらがうまくいかない場合には、企業は倒産してしまいます。よって企業リスクマネジメントの目的は、企業の倒産防止ということになり、まさに経営管理の重要部分を担っているといえるでしょう。

「保険」と「保有」

リスク対策にはリスクファイナンス(保険)とリスクコントロールがありますが、リスクコントロールの多くは、法律や各種規格によって決められており、あまり自由度がありません(高度な対応策を導入することは可能だが、規制以下の対応はできない)。一方、リスクファイナンスでは、保有(リスク保有:リスクによる損失を内部留保された資金等で賄う)と保険のバランスにより、コストとしての最適値が見つけられます。

*リスクの内容等につきましては、次月号にて掲載させていただきます。

(さくらビジネス)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181